

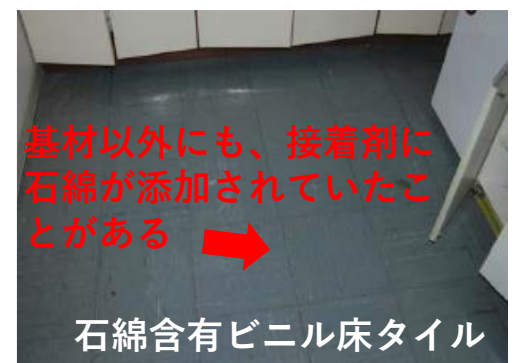
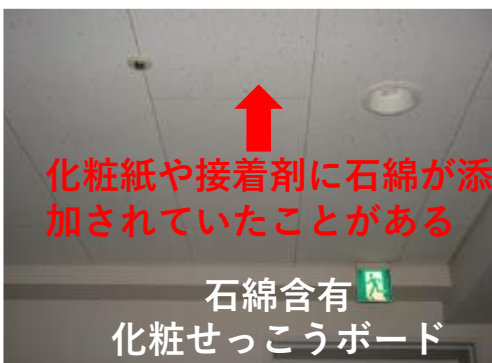
# 一般的な住宅にもアスベストを含む 建材が使われていることがあります！

アスベスト建材には、発じん性が著しく高い吹付け石綿（レベル1）、  
発じん性が高い保温材・断熱材・耐火被覆材（レベル2）、  
発じん性が比較的低い成形板等・仕上塗材（レベル3）があります。  
以下の建材は、一般住宅にも使用されていることがあります。



## ◆石綿含有成形板等（レベル3）

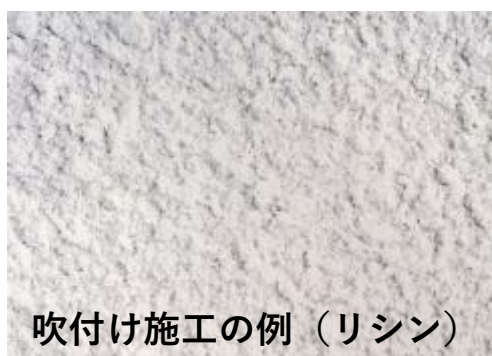
内装材（壁、天井、床、間仕切り）や外装材（外壁、軒天、屋根、煙突材）に非常に多く使われています。



出典：目で見えるアスベスト（第2版 平成20年3月国土交通省）

## ◆石綿含有仕上塗材（レベル3）

内壁や外壁の仕上に使われています。



# 事前調査でレベル3建材の使用が判明した場合に必要な対応

事前調査結果の発注者への説明、事前調査結果の市への報告【一定規模以上の場合】、事前調査結果の記録の作成・保存、作業計画の作成、事前調査結果の掲示【A3サイズ以上】、作業基準を遵守した特定粉じん排出等作業の実施、特定粉じん排出等作業の記録の作成・保存、作業終了後の発注者への報告、報告書面の保存

## ◆石綿含有成形板等の作業基準

特定建築材料の種類	作業基準
	除去時は(1)、(2)またはこれと同等以上の措置※1を講ずること。
石綿含有けい酸カルシウム板第1種	(1)切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと
	(2)(1)の方法で除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時 ①除去部分の周辺を事前に養生すること ②除去する建材を薬液等により湿潤化※2すること
	(3)除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること((2)①の養生を行ったときは養生を解くに当たって作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと)
その他の石綿含有成形板等	(1)切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと
	(2)(1)の方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は除去する建材を薬液等により湿潤化※2すること
	(3)除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること

※1 同等以上の効果を有する措置：負圧隔離養生(隔離、前室の設置及び集じん・排気装置の使用)

※2 薬液等による湿潤化：薬液等には水を含む。湿潤化が著しく困難な場合は、十分な集じん機能を有する局所集じん装置を使用して除去を行う。

●その他の成形板等を切断・破砕等する場合も、民家が隣接している場合等、周辺の状況に応じて養生を行うことが望ましい。

## ◆石綿含有仕上塗材の作業基準

特定建築材料の種類	作業基準
石綿含有仕上塗材	除去時は(1)、(2)またはこれと同等以上の効果を有する措置※3を講ずること
	(1)除去する石綿含有仕上塗材を薬液等により湿潤化※4すること
	(2)電気グラインダーその他の電動工具を用いて除去する場合 ①除去部分の周辺を事前に養生すること ②除去する石綿含有仕上塗材を薬液等により湿潤化すること
	(3)除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること((2)①の養生を行ったときは養生を解くに当たって作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと)

※3 同等以上の効果を有する措置：負圧隔離養生(隔離、前室の設置及び集じん・排気装置の使用)

※4 薬液等による湿潤化：薬液等には水や剥離剤を含む。湿潤化が著しく困難な場合は、所定の集じん性能を有する集じん装置を併用する。

詳細は、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和3年3月)」をご活用ください。

[https://www.env.go.jp/air/asbestos/post\\_71.html](https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html)

環境省 石綿 マニュアル



問合せ先 松山市環境部環境指導課

(R4.12作成)

TEL : 089-948-6442 FAX : 089-934-1812

E-mail : kankyok@city.matsuyama.ehime.jp